

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 19 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530583

研究課題名(和文) 企業会計制度の形成要因と市場および企業への経済的影響に関する実証研究

研究課題名(英文) Some factors affecting the formation of corporate accounting institutions and the economic consequences for Japanese markets and firms: An empirical study

研究代表者

薄井 彰 (Usui, Akira)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：90193870

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、日本の会計システムの制度的な変革過程を調査している。1950年代から1990年代の日本会計制度は米国の一般に認められた会計原則に強く影響されていた。2000年代から2010年代初頭では国際会計基準審議会が日本の会計制度変革により強い影響力をもっている。実証結果によれば、増大した外国人株式所有は、経営者が適時的情報開示を行うインセンティブにプラスの効果を与えている可能性がある。

研究成果の概要(英文)：This study examines institutional change processes of the Japanese accounting system. The Japanese accounting institutions in the 1950s-1990s were strongly influenced by US Generally Accepted Accounting Principles (US GAAP). The International Accounting Standard Board has much greater influence on Japanese accounting institutional changes in the 2000s and early 2010s. The empirical results suggest that increased foreign ownership may provide positive effects on managers' incentives to issue timely disclosures.

研究分野：会計学

キーワード：会計制度

1. 研究開始当初の背景

日本では、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) のアドプション (adoption)、IFRS へのコンバージェンス (convergence) あるいは日本固有の会計基準の保持について、経済的な便益と費用の観点から、会計制度を設計することが喫緊の課題となっている。既に、EUでは、2005年1月以降の会計年度から、上場企業は、IFRSに基づく財務報告を強制されている。ヨーロッパでは、IFRSに基づく財務報告の自発的開示から、強制的開示の段階に進んでいる。

ヨーロッパと北米の会計学界では、こうした会計制度変更とIFRS関連の会計データの蓄積の結果、IFRSのアドプションに関する実証研究が始まっている。IFRSの強制適用に関する実証結果は、現在のところ一様ではない。H. Daske, L. Hail, C. Leuz, and R. Verd ("Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences", Journal of Accounting Research Vol. 46, No. 5, December 2008)は、IFRSを強制適用した26か国の企業を調査した結果、企業が経営の透明性を高めるインセンティブをもっている国や法的な強制力が強い国の場合のみ、資本市場の便益(市場流動性の上昇、資本コストの低下、企業価値の増加)があることを発見した。一方、J. Horton and G. Serafeim ("Market reaction to and valuation of IFRS reconciliation adjustments: first evidence from the UK", Review of Accounting Studies Vol. 15, No. 4, December 2010)は、UK企業がIFRS初年度適用時に調整表を開示した効果を統計解析した結果、暖簾のアモチゼーションと繰延税金の項目が市場に新規情報を伝達したことを発見した。Horton and Serafeim(2010)は、IFRSに基づく強制的な財務報告が市場を通じて、全体的に透明性を高める利点があると主張している。

日本では、IFRSを自発的に適用する企業が少なく、資本市場への影響を実証的に検証することが困難である。さらに、国内の法制度(会社法、金融商法取引法、税法)との整合性の観点、あるいは、情報作成者、情報利用者、監査法人の利害調整の観点から、IFRSの実務的な対応が主要な関心事になっている。それゆえ、日本では、IFRSに関する会計制度設計に関して、資本市場の実証的証拠に基づいて議論されることはほとんどないのが現状である。

2. 研究の目的

日本の会計制度設計の上で、IFRSの対応は不可避な要件である。本研究の目的は、日

本の会計制度設計に関して学術的な提言をするために、実証的な比較制度分析のアプローチに基づき、誰が会計基準を設定するのか、企業の利害関係者はなぜ会計制度を維持あるいは変更するのか、会計制度は資本市場の効率的な価格形成に貢献しているのか、会計制度は企業の行動やパフォーマンスに影響するのか、公認会計士、監査法人、税理士などの会計プロフェッションをどのように醸成するかという基本的課題を明らかにすることである。

第2次世界大戦後、日本の企業会計制度の設計と運用は、旧大蔵省、財務省、そして金融庁が独占的に担ってきた。この研究テーマは、歴史的観点から企業会計制度の形成過程を明らかにする。

この研究テーマは、経済的な観点から会計制度と資本市場の関連性を明らかにする。

この研究テーマは、
、
、
および
の研究結果に基づき、法的システム、コーポレートガバナンス、経営の透明性と規律づけの観点から、会計プロフェッションと会計制度設計を検討する。

3. 研究の方法

本研究は、資本市場の便益について、IFRSよりも米国会計基準の影響が強かったレジーム(1950-1990年代の会計制度)とIFRSの影響が増大しているレジーム(2000-2010年代の会計制度)を比較分析するものである。

本研究は、企業会計制度に関する歴史分析プロジェクト(会計基準設定主体の形成、企業会計制度の変遷)、経済分析プロジェクト(企業会計制度の変換点の抽出、企業会計制度変更と経済的影響)、総合分析プロジェクト(IFRS導入の経済的影響)から構成される。歴史分析プロジェクトでは、主要なアクター(会計学者、監査法人、規制当局、経団連、アナリスト、株主、債権者など)の利害調整過程から会計制度変更の要因に関する仮説を導出する。経済分析プロジェクトでは、歴史分析で導出した仮説を大規模なサンプル(期間60年、全国上場企業全社)で計量的に検証する。総合分析プロジェクトは、歴史分析と経済分析からの実証的証拠を踏まえ、IFRS導入に関する政策提言を行う。本研究体制は、申請者が、仮説および研究データベースを構築し、実証テストの実施と分析を行うものである。

4. 研究成果

(1)分析期間25年(1985-2009年)銀行、証券および保険業を除く全上場企業のサン

ブルにもとづいて、決算短信制度が株式市場の価格形成に有効に機能しているかどうかを調査した。実証分析の結果、過去 25 年間にわたって、公表日、その翌日と翌々日の 3 営業日に、決算短信情報が統計的に有意に株価に織り込まれていることが明らかになった。

異常リターンのボラティリティは決算短信公表日翌日をピークとしている。決算短信は証券取引所の取引終了後に公表されることが多い。決算短信情報は翌営業日の株価に反映される傾向にある。さらに決算短信公表日翌営業日の異常リターンのボラティリティの水準は、分析期間では上昇傾向にあることが確認された。

異常売買高もまた決算短信公表日の翌日がピークである。おおむね、決算短信情報に基づいた取引は、決算短信公表日、その翌日および翌々日に集中している。

2000 年以降、会計制度の改革、四半期報告書の開示、内部統制制度の導入、IFRS と日本会計基準のコンバージョンが相次いでいる。連結決算と個別決算も同時公表の割合は 1999 年の 50% から 2007 年以降は 100% になり、公表に要する日数も 60 日から 40 日に大幅に短縮されている。ここでの決算報告制度の長期分析によれば、わが国で独自に形成された決算短信制度は過去 25 年にわたって株式市場の価格形成に有効に機能していることが明らかになった。

(2) 「金融商品に係る会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という。)の改訂と有価証券投資の関係について調査した。有価証券の会計処理は、1999 年の金融商品会計基準に基づき、売買目的有価証券は時価で評価し、評価差額を損益計算書に評価損益として計上する、満期保有目的債券は取得原価で評価する、子会社株式および関連会社株式は取得原価で評価する、その他有価証券は時価で評価し、評価差額を貸借対照表の資本の部に直接計上することになった。2001 年に「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」(以下、「銀行株式保有制限法」という。)が制定され、銀行等は株式保有を自己資本の範囲に制限された。大規模サンプルの調査の結果、金融商品会計基準に基づく「その他有価証券」の公正価値評価が銀行株式保有制限法を介して、銀行等と企業の関係の再構築をもたらしたことが明らかになった。

(3) 経済安定本部企業会計制度対策調査会が 1949 年に公表した「企業会計原則」の作成および改訂の過程を調査した。「企業会計原則」は、すくなくとも 1980 年代までは、会計基準設定の規範であり、企業会計制度対策調査会を引き継いだ企業会計審議会が会計基準を作成する権限を一貫して保持していることが明らかになった。

(4) 政策投資目的保有株式の開示が充実する一方で、純投資目的保有株式の開示は後退している。企業会計審議会の「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の答申をうけて、2014 年、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 26 年 3 月 26 日内閣府令第 19 号)が公布され(同日施行)、連結財務諸表提出会社については 2014 年 3 月期から個別財務諸表開示の簡素化が進められた。これは経団連の主張とも一致する。この開示簡素化では、上場会社については有価証券明細表の開示が免除されることになった。この結果、純投資目的保有株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額などの情報が得られなくなっている。有価証券の長期投資のうち、政策保有目的投資の割合は減少傾向にあるので、純投資目的投資の重要性が高まっている。企業の投資行動をモニタリングするためには、数値情報等の開示が不可欠である。実証結果によれば、外国人投資家が市場に放出された持ち合い株式の主たる受け皿になっている。経営者と株式持ち合いの相手の情報非対称性の程度は比較的小さかったと推察される。今後は積極的な情報開示が必要である。外国人投資家は保守的会計よりも簿価が時価に収束するような公正価値会計を愛好する傾向にある。本研究の実証結果はこうした株主構成の変容が経営者にグローバルな情報開示を求めていることを示唆している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

薄井彰、2014、「会計制度と資本市場」『会計・監査ジャーナル』第 713 号、109-116 頁、査読無し。

薄井彰、2013、「金融商品会計基準と「その他有価証券」の投資行動」『現代ディスクロージャー研究』第 434 号、117-128 頁、査読なし。

薄井彰、2013、「決算短信の情報有用性は過去 25 年間で低下していたか」『早稲田商学』第 13 号、411-427 頁、査読無し。

[学会発表](計 1 件)

薄井彰、2013、「戦後わが国の会計制度の創設過程」、日本会計史学会、兵庫県立大学(神戸市)、2013 年 10 月 27 日。

〔図書〕(計1件)

薄井彰、2013、「拡大された会計情報の有用性」、伊藤邦雄・桜井久勝編『会計情報の有用性』中央経済社、211-248頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

6. 研究組織

(1) 研究代表者

薄井 彰 (USUI, Akira)

早稲田大学・商学大学院・教授

研究者番号：90193870

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：